

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年9月15日)

陳情3年コロナ対策第19号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-19 (R3.09.06)	コロナ対策	酒類の提供禁止に係る要請とコンプライアンスに係る意見書の提出について	

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関して、酒類の提供禁止に係る要請や、ロックダウンの可否を含む今後の対策におけるコンプライアンスの徹底を求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

新型コロナウイルス感染症対策に関連し、7月8日、酒類の提供自粛や営業時間短縮に協力しない飲食店には金融機関経由で働きかける旨、西村経済再生相の発言があった。

発言の背景には、酒類提供自粛が進まない中、資金繰りに苦慮することの多い飲食業界にとって、融資の可否を握る銀行の意向は無視しにくいとの思いがあったのだろう。結局、加藤官房長官は9日の記者会見で「飲食店に対して融資を制限するといったような趣旨ではない」と釈明した。

お金を借りる弱い立場の飲食店に対し、金融機関が営業内容に注文をつける行為は独禁法が禁じる「優越的地位の濫用」にあたる可能性があり、これを政府が要請するのはコンプライアンス上問題がある。酒類の提供自粛は、当然収益に響き銀行による債権回収にも影響するが、これを金融機関に働きかけさせることは、自らの首を自ら絞めることを要請するようなもので、営業の自由にも抵触する可能性がある。また、そもそも飲食店は、十分な補償なきまま、「自粛」ができるはずはなく、十分な財政上の措置が必要となる。

「政府のコロナ対策は、営業時間の短縮や酒類の提供停止など飲食業界に集中している。飲食店の営業の権利に、ここまで介入するほどの実効性があるのかは疑問だ。明確な因果関係がないまま、ひとつの業界を悪者にしてしまった印象がぬぐえない。」との識者の指摘もある。（飯田泰之・明治大学准教授）

釈明・撤回されたものであるとはいえ、政府内における統率が不十分なまま、法的根拠・リーガルチェックの薄弱な「要請」がなされたこと、それにより、多くの飲食店や関係者を悩ませたことについては、再発防止を求める必要がある。

いま議論されている、強制的な移動制限（罰則付きロックダウン）についても、憲法が国民に保障する移動の自由（22条）や財産権（29条）にも関連するセンシティブな問題で、拙速に決定するのではなく、憲法学的な観点から議論の必要があろう。

については、今回の酒類提供禁止要請や今後の新型コロナウイルス感染症対策に関して、コンプライアンスを徹底することを求める旨意見書を提出賜りたく、陳情する。

▶提 出 者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（新型コロナウイルス感染症対策総合調整課）

【現 状】

1 「酒類の提供禁止に係る金融機関からの働きかけ」について（西村経済再生担当大臣の発言）

7月8日、西村経済再生担当大臣が、新型インフルエンザ等特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく酒類提供中止の要請等に応じない店舗について、金融機関と情報共有し遵守の働きかけを行う旨を発言。その後「融資を制限する趣旨ではない」と説明されたが、関係者の不安を払拭するため「金融機関への働きかけ」は行わないこととされた。

（7/8 西村大臣記者会見より抜粋）

- ・応じていただけないお店について、金融機関に対して情報共有しながら、遵守の働きかけを行っていただく。
- ・金融機関は日常的にやり取りを行っているので、法律に基づく要請・命令を遵守いただけるよう、働きかけを行っていただきたい。

（7/13西村大臣記者会見より抜粋）

- ・混乱を招き、飲食店の皆さまに不安を与えることになってしまった。趣旨を十分に伝え切れず反省しているところ。
- ・決して融資を制限したりするといった趣旨ではなかったが、様々なご指摘を重く受け止め、飲食店の皆さまの不安を払拭するため、金融機関への働きかけは行わない。

2 新型インフルエンザ等特別措置法における「国民の自由と権利の尊重」に関する規定

現行の特措法においても、国民の自由と権利の尊重に関する規定が設けられているとともに、国会において「国民の自由と権利の制限は必要最小限」とする旨の附帯決議がなされている。

（新型インフルエンザ等特別対策措置法）

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院R2.3.11, 参議院R2.3.13））

各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。

3 全国知事会による「ロックダウン」に関する国への提言

全国知事会において、国に対して、基本的対処方針の変更などによる現行特措法下で可能な幅広い制限とそれを可能とする財源措置を含めた「徹底した人流抑制策」の検討を要望。（個人に対する罰則付きの外出抑制を意図するものではない。）

（全国知事会提言（9/11）「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言」より抜粋）

現行法制下で可能なことを実施する、いわゆる「ロックダウン」のような、徹底した人流抑制策について、国の責任の下で、特措法・旅館業法等の必要な法整備を早急に検討すること。また、直ちに感染拡大防止に効果を発揮できる内容へ基本的対処方針を変更（中略）をはじめ、（中略）現行特措法下でも可能な幅広い制限とこれを可能とする国の財源措置（中略）も含め、速やかに検討すること。

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年9月15日)

陳情3年コロナ対策第20号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年－20 (R3.09.06)	コロナ対策	新型コロナウイルス感染症ワクチンの異物混入に係る情報提供及び再発防止等を求める意見書の提出について	

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの異物混入事件に関連し、速やかな安全性調査と再発防止策の検討、自治体や国民への逐次の情報提供を求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

8月26日付け報道によれば、モデルナの新型コロナウイルス感染症ワクチンの一部に異物が混入しているのが相次いで見つかり、厚生労働省は、同じ工程で製造されたワクチンの使用を見合わせることを決めたそうである。対象となる全国の863会場に配送されたワクチンで、合わせておよそ163万回分。見つかった異物は粒子状で、磁石に反応することから金属製と見られるという別の報道もある。

厚生労働省は、仮に、異物が混入した未開封のワクチンを接種に使ったとしても、ワクチンの製造は通常、無菌状態の工程で行われるため、異物が混じっても薬剤の品質に影響が出ることは考えにくく、ワクチンは筋肉注射で行われるため異物で血管が詰まるリスクもない、だから「安全性に問題はないと考えられる」と説明している。

さらにファイザー製でも異物混入が発覚し、「注射器の針を瓶のゴム栓に斜めに刺すなどし、削り取られた一部の破片が混入した可能性がある」との報道がある。

因果関係は不明ながら、広島県の男性（30歳）が、国が接種を見合わせたワクチンと同じロット番号のものを接種した後に死亡していたことが分かった。8月22日に打った2回目のワクチンが、その4日後に見合わせの対象となった。

政府が「切り札」にしてきたワクチンで、このように立て続けに問題が発生したことは残念で、速やかな安全性調査と再発防止策の検討、自治体や国民への逐次の情報提供が必要となる。ついては、その旨意見書を提出賜りたく、陳情する。

▶提 出 者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム）

【現 状】

8月26日、国がモデルナワクチンについて、未使用のバイアル内に異物があるとの複数の会場からの報告を受けて、一部ロットの使用見合わせの発表を行って以降、沖縄県、群馬県でも異物混入の報告がなされている。本県にも、該当のワクチンが一部の職域接種会場に配送されており、該当の接種会場での該当ワクチンの利用見合わせの要請、ワクチン接種ができなくなった方への他の接種会場の紹介のほか、健康被害の情報は入ってきていないが、不安を感じる接種済みの方等への相談窓口の設置など対応を行っている。

1 県内の該当ロット番号ワクチン配送等の状況

- (1) 8月26日国見合わせ発表該当分 配送：7会場（580バイアル）、接種済者数：1,647名
- (2) 8月28日沖縄県確認該当分 配送：5会場（330バイアル）、接種済者数：493名
- (3) 8月29日群馬県確認該当分 県内に該当なし
- (4) 8月31日神奈川県確認該当分 配送：1会場：陸上自衛隊米子駐屯地（40バイアル）、接種済者数：0名

※沖縄県、群馬県、神奈川県で確認された該当ロット番号のワクチンについて、国は接種を差し控える必要はないと発表

※8月26日に国が接種見合わせを指示したロット番号のワクチンの接種者については2名の死亡が報告されており、田村大臣が因果関係の早急調査を言明

2 厚労省の見解・対応

バイアル中の微細な異物が人体に投与された場合でも、重大な問題を引き起こすリスクは極めて低いと考える。現時点では異物混入を原因とした健康被害は報告されていない。また、異物がワクチンの成分に影響を及ぼす可能性は低く、有効性についても、特に影響ないと考える。

9月2日、新型コロナウイルスワクチンに異物の混入があった場合の対応等について、厚労省から都道府県・市町村に事務連絡通知あり。

【県の取組状況】

以下のとおり対応を実施した。

1 職域接種実施中の県内事業所への要請

使用・在庫状況の確認、接種見合わせ注意喚起、接種済みの方への本件情報提供を依頼、ワクチン接種前の目視確認の徹底

2 市町村への要請

接種会場におけるワクチン接種前の目視確認の徹底

3 健康被害等相談窓口の開設、接種会場の再調整

ワクチン接種済みの方からの相談対応（0857-26-7977）を実施し、影響を受ける予定者の方の希望を聞いて、別会場での接種を調整

4 国（厚労省）への要請

健康被害状況の共有、今後のワクチン受領計画の適正実施等

5 県政広報媒体による県民向け注意喚起

とりネットトップページへの注意喚起掲載、県公式SNS等（ツイッター、ライン）による情報発信